

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日ときは、
翌日の翌日)

◇ 告 示

目 次

- 道路の区域の変更
- 道路の区域の決定
- 道路の供用の開始
- 道路の区域の変更
- 道路の区域の決定
- 道路の供用の開始
- 道路の区域の変更
- 道路の区域の決定
- 道路の供用の開始
- 道路の区域の変更
- 道路の区域の決定
- 道路の供用の開始
- 道路の区域の変更
- 道路の区域の決定
- 道路の供用の開始

鳥取県告示第三百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十三年五月二十八日から八月間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十三年五月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長
県道	鳥取浜坂 香住線	〇三の先まで 大字小羽尾字船磯九	変更後	九・五〇〇	三三・〇
			変更前	五・五〇〇	三三・〇
〃	〃	〇九の六の先から 〇九の六の先まで	変更後	七・五〇〇	三〇・〇
			変更前	七・五〇〇	三〇・〇
〃	〃	三〇〇の先まで	変更後	四・〇〇〇	一〇・〇
			変更前	四・〇〇〇	一〇・〇
〃	〃	岩美郡岩美町大字陸上字西屋敷四 九三の先	変更後	三・五〇〇	二五・〇
			変更前	三・五〇〇	二五・〇
〃	〃	岩美郡岩美町大字陸上字西屋敷五 七一の二の先	変更後	四・五〇〇	二五・〇
			変更前	四・五〇〇	二五・〇
〃	鳥取鹿野 倉吉線	鳥取市松原字西前田一〇一の先から 字下田中一二五の先まで	変更後	四・〇〇〇	一六・〇
			変更前	四・〇〇〇	一六・〇
〃	〃	〃	変更後	八・〇〇〇	一六・〇
			変更前	八・〇〇〇	一六・〇
〃	〃	〃	変更後	七・六〇〇	一五・〇
			変更前	七・六〇〇	一五・〇

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	野線 郡家鹿	"	府線 鳥取国	野線 気高鹿	"
で" 鳥取市岩坪字瀬戸下一八三の先から 一八二の先まで	" 鳥取市岩坪字瀬戸下一七七の先から 字大瀬戸一四一四の一の先まで	" 鳥取市岩坪字瀬戸下一二〇四の先から 二〇六の一の先まで	" 鳥取市岩坪字森向四〇七の先から 四〇九の一の先まで	" 鳥取市赤子田字繩手八二の一の先から 字大所の一二二六の二の先まで	" 鳥取市赤子田字繩手八二の一の先から 字大所の一二二六の二の先まで	" 鳥取市赤子田字繩手八二の一の先から 字大所の一二二六の二の先まで	" 岩美郡国府町大字中河原字六斗鳥六九の一の先から 六九の一の先まで	" 岩美郡国府町大字中河原字六斗鳥一三内二の先から 六九の一の先まで	" 岩美郡国府町大字中河原字六斗鳥一三内二の先から 六九の一の先まで
変更後 二二・五〇～二七・〇	変更前 九・五〇～二二・〇	変更後 二二・〇〇～二四・七	変更前 八・〇〇～一五・〇	変更後 二二・〇〇～二四・五	変更前 八・八〇～二〇・八	変更後 九・〇〇～二〇・五	変更前 四・五〇～一・五	変更後 七・五〇～九・五	変更前 七・五〇～九・〇
七・三	七・三	二〇・〇	二〇・〇	三・五	三・五	三・五	三・五	三・五	三・五

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	線	線	線	線	線	線	線	線
岩美郡国府町大字雨滝字赤濱二八七の先	" 岩美郡国府町大字拾石字俵石七三の先から 大字懸間坂の上六八の先まで	岩美郡国府町大字拾石字俵石七二の先	鳥取市賀露字下小路一〇九六の先から 一〇八〇の先まで	鳥取港湖山停車場	岩美郡岩美町大字田後字才谷東側九の三の先	" 岩美郡岩美町大字網代字鴨磯南側三四二の先から 三三五の先まで	岩美郡岩美町大字浦富字辻西側二九〇七の先	網代港岩美停車場	岩美郡国府町大字中河原字西ヶ谷口三次一の先から 三九五の先まで 字坂ノ上
変更後 四・〇〇～八・三	変更前 四・〇〇～四・五	変更後 五・〇〇～一〇・五	変更前 四・〇〇～八・五	変更後 五・〇〇～六・五	変更前 四・〇〇～五・〇	変更後 三・〇〇～四・二	変更前 三・〇〇～四・二	変更後 七・〇〇～一五・五	変更前 七・〇〇～一三・五
三〇・〇	三〇・〇	一六〇・〇	一六〇・〇	三三・〇	三三・〇	二七・〇	二七・〇	三〇・〇	三〇・〇

"	"	"	"	"	"	"	"
"	線 長谷鳥取	停車場線 池谷福部	線 福部鳥取	"	"	線 下木原岩 美停車場	場上光線 宝木停車
で" から 字内島四六の二の先ま	鳥取市倭人字岸下一一五の二の先 の三の先まで 字松段東方一の三〇三	六四一の一の先まで	岩美郡福部村大字細川字土駒帰り 六四〇の先から	岩美郡福部村大字八重原字榎峠八 九八の九の先	岩美郡岩美町大字浦富字函次七三 四の一三の先	三八の先まで 字砂田二	三七の三の先まで 岩美郡岩美町大字延興寺字下河原 四〇の一の先から
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
七・五〇～八・〇〇	六・五〇～六・七〇	四〇〇～四〇〇	四〇〇～六・五〇	七・五〇～七・五〇	四・七〇～九・五〇	七・五〇～七・五〇	九・〇〇～九・五〇
三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇

"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	線 高路古海
先ま で 六六四の一の	鳥取市古海字瀬戸田六七一の三の 先から 字三本松四〇八の一の	鳥取市古海字堤内の一四二二の四 の先から	鳥取市高路字上樋詰一六一の一の 先	鳥取市古海字下町田の一の五四二 の先	鳥取市古海字中土居四四の一の先 から 字瀬戸田六七一の五の	鳥取市古海字瀬戸田三六の四の先	鳥取市北村字花色八四の一の先か ら 本高字小松原三四四の一の 先まで 八八の二の先ま
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
七・五〇～二・〇〇	四・七〇～八・三〇	七・〇〇～九・〇〇	五・〇〇～八・〇〇	四・五〇～二・六〇	三・〇〇～六・〇〇	五・五〇～七・五〇	五・五〇～七・五〇
一〇〇	一〇〇	三三〇	三三〇	一六五	一六五	五〇	五〇

停車場線	小畑青谷	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇五七の七の先	〇五七の七の先	〇五七の七の先	〇五七の七の先	〇五七の七の先	〇五七の七の先	〇五七の七の先	〇五七の七の先	〇五七の七の先	〇五七の七の先	〇五七の七の先	〇五七の七の先	〇五七の七の先	〇五七の七の先	〇五七の七の先	〇五七の七の先
変更新後	変更新前	変更新後	変更新前	変更新後	変更新前	変更新後	変更新前	変更新後	変更新前	変更新後	変更新前	変更新後	変更新前	変更新後	変更新前
七・五	五・〇	七・五	四・五	一〇・〇	三・五	七・〇	五・五	六・〇	三・〇	六・〇	五・〇	五・〇	四・〇	七・五	七・五
一九・五	一九・五	四六・〇	四六・〇	一〇四・〇	一〇四・〇	七三・三	七三・三	四四・五	四四・五	一八〇・〇	一八〇・〇	二一〇・〇	二一〇・〇	一九〇・〇	一九〇・〇

国安線	猪ノ子	蓮寺線	八坂正	覚寺線	一本松	車場線	福部停	線	谷郡家	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇〇〇の一の先	〇〇〇の一の先	〇〇〇の一の先	〇〇〇の一の先	〇〇〇の一の先	〇〇〇の一の先	〇〇〇の一の先	〇〇〇の一の先	〇〇〇の一の先	〇〇〇の一の先	〇〇〇の一の先	〇〇〇の一の先	〇〇〇の一の先	〇〇〇の一の先	〇〇〇の一の先	〇〇〇の一の先
変更新後	変更新前	変更新後	変更新前	変更新後	変更新前	変更新後	変更新前	変更新後	変更新前	変更新後	変更新前	変更新後	変更新前	変更新後	変更新前
六・〇	五・五	一〇・〇	六・三	八・五	四・五	八・五	七・〇	八・五	五・五	九・五	五・〇	六・三	四・〇	八・〇	六・五
八七・〇	八七・〇	二二七・〇	二二七・〇	三三・七	三三・七	一五九・九	一五九・九	四〇・〇	四〇・〇	一八四・三	一九二・〇	四七・七	四七・七	一七〇・〇	一七〇・〇

青谷線	泊絹見	野線	矢口鹿	〃	〃	〃	〃	〃
気高郡青谷町大字鳴滝字前田二八の一の先から	気高郡青谷町大字絹見字高畦二〇の先	六五の一の先まで 字西田六	〃 〇七の三の先から	〃 〇七の三の先から	〃 〇七の三の先から	〃 〇七の三の先から	〃 〇七の三の先から	〃 〇七の三の先から
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
五〇〇七・五	五〇〇七・五	八〇〇二・〇	五〇〇八・〇	五〇〇八・〇	五〇〇八・〇	七八〇三・八	四〇〇七・八	五〇〇三・〇
一〇五・〇	一〇五・〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	二四六・〇	二四六・〇	七四〇

鳥取県告示第三百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十三年五月二十八日から八月間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十三年五月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区 間	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
県道	国府丹比 停車場線	岩美郡国府町大字山崎字中瀬九一の先から 〃 三〇の先まで	七〇〇三・〇	二九二・〇
〃	池谷福部 停車場線	岩美郡福部村大字箭溪字山崎二六九の先から 〃 〇の先まで 大字細川字土駒埴り六四	一〇〇	二〇六・六
〃	泊絹見	気高郡青谷町大字絹見字引地前三九七の三の先から 〃 の先まで 字稻荷六一の一	七五〇二・〇	二八・五
〃	川上青谷 停車場線	気高郡青谷町大字桑原字境口八〇四の二九の先	一九〇〇三・五	二五・〇

鳥取県告示第三百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を昭和四十三年五月二十八日から開始するので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十三年五月二十八日から八月間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十三年五月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

種 路 類	路 線 名	区 間	供 用 開 始 の 期 日
県 道	鳥取浜坂 香住線	岩美郡岩美町大字陸上字西脇一四 六八の先から 大字小羽尾字船磯九 〇三の先まで	昭和四十三年五月二十八日
"	"	岩美郡岩美町大字大谷字高縄手三 〇九の六の先から	"
"	"	三一〇の先まで	"
"	"	岩美郡岩美町大字陸上字西屋敷四 九三の先	"
"	"	岩美郡岩美町大字陸上字西屋敷五 七一の二の先	"
"	倉吉線	鳥取市松原字西前田一〇一の先か ら 字下田中一二五の先ま で	"
"	"	気高郡気高町大字上光字上鍋田五 七の先から	"
"	"	鹿野町大字広木字焼田二五 の先まで	"
"	線	気高郡鹿野町大字中園字弥四郎田 八八の一の先から 字大所の巻 一一六の一の先まで	"
"	線	鳥取国府 岩美郡国府町大字中原字六斗島 一三内二の先から 六九の一の先まで	"

"	線	岩美郡岩美町大字浦富字辻西側二 九〇七の先	"
"	線	岩美郡岩美町大字網代字鴨磯南側 三四二の先から 三三五の先まで	"
"	停車場線	三九五の先まで 字坂ノ上	"
"	国府丹比	岩美郡国府町大字中原字西ヶ谷 口三次一の先から	"
"	"	鳥取市岩坪字瀬戸下一八三の一の 先から 一八二の先ま で	"
"	"	鳥取市岩坪字瀬戸下一七七の先か ら 字大瀬戸一四一四の一 の先まで	"
"	"	鳥取市岩坪字瀬戸上二〇四の一の 先から 二〇六の一の 先まで	"
"	"	鳥取市岩坪字森向四〇七の一の先 から 四〇九の一の先 まで	"
"	線	鳥取市赤子田字縄手八二の一の先 から 字大所の一一二六の 二の先まで	"
"	"	岩美郡国府町大字中原字六斗島 六九の一の先から 字西ヶ谷 口三の先まで	"

"	猪ノ子 国安線	鳥取市上味野字三本木六六の八の先から " 五二の一の先まで	"
"	"	鳥取市猪ノ子字下土居一七七の一の先から " 一九二の一の先まで	"
"	"	鳥取市上味野字ヒラギ六五七の六の先から " 四三一の三の先まで	"
"	矢口鹿野線	気高郡気高町大字下坂本字深鬼六〇七の三の先から " 字西田六六五の一の先まで	"
"	泊絹見青谷線	気高郡青谷町大字絹見字高畦二〇の先	"
"	川上青谷停車場線	気高郡青谷町大字鳴滝字前田二二八の一の先から " 一一二六の六の先まで	"
"	国府丹比停車場線	岩美郡国府町大字山崎字中瀬九一の先から " 三〇の先まで	"

鳥取県告示第四百号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十三年五月二十八日から八月間鳥取県土木部道

路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十三年五月二十八日

鳥取県知事 石 破 一 朗

道路の種類	路線名	区 間	変更前後	敷地の幅員	延長
一般国道百八十号		日野郡日野町貝原字大井手下夕五五三の先から " 字寄瀬一〇の先まで	変更前 四・五〇・六・五 変更後 四・五〇・二〇・五	四・五〇・六・五 四・五〇・二〇・五	二〇六・〇 二〇六・〇
"	"	日野郡江府町大字江尾字茶田木一七五四の一の先から " 字入江一七三三の一の先まで	変更前 四・三〇・一〇・五 変更後 四・八〇・一五・九	四・三〇・一〇・五 四・八〇・一五・九	二四九・〇 二四九・〇
"	"	日野郡江府町大字江尾字小原一七一の一の先から " 二〇の一の先まで " 字入江一七	変更前 四・五〇・五・八 変更後 九・七〇・三三・〇	四・五〇・五・八 九・七〇・三三・〇	三三〇・〇 三三〇・〇
"	"	日野郡江府町大字武庫字浜子三三〇の一の先から " 二の一の先まで " 大字江尾字小原一七	変更前 六・五〇・二・五 変更後 六・五〇・三・一	六・五〇・二・五 六・五〇・三・一	四八七・〇 四八七・〇
"	"	日野郡溝口町宮原字宮ノ上ミ一九八の一の先から " 一九六の先まで	変更前 五・〇〇・八・〇 変更後 九・〇〇・三三・〇	五・〇〇・八・〇 九・〇〇・三三・〇	六〇・〇 六〇・〇
"	"	日野郡溝口町宮原字宮ノ上ミ一九九の一の先から " 一九八の一の先まで	変更前 八・〇〇・一〇・五 変更後 八・〇〇・二・五	八・〇〇・一〇・五 八・〇〇・二・五	五〇・〇 五〇・〇

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"					
線 西伯根雨	"	"	"	"	"	"	"	"	日南線 安来伯太					
"の先まで 日野郡溝口町福居字橋ノ向二三一 の先から 字赤坂五七五の 一の先まで	"	"	"	"	"	"	"	"	日野郡日南町笠木字冷り田二五六 六の一の先					
変更後 四・五〇～四・五五	変更前 二・〇〇～二・〇五	変更後 九・〇〇～九・〇五	変更前 四・〇〇～四・〇五	変更後 八・五〇～九・〇〇	変更前 四・〇〇～四・〇五	変更後 四・五〇～五・〇〇	変更前 三・〇〇～三・〇五	変更後 七・五〇～八・〇〇	変更前 三・五〇～四・〇〇	変更後 六・四〇～六・九〇	変更前 四・〇〇～四・〇五	変更後 八・五〇～九・〇〇	変更前 五・〇〇～五・〇五	変更後 六・〇〇

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"					
"	"	"	"	"	線 横田伯南	線 大佐日野	"	"	"					
"の先まで 日野郡日南町福寿実字狼深ケ二八 の先から 字御蔵ノ下モ 二五の先まで	"	"	"	"	日野郡日南町福万来字野地山八六 の先から 字中尾和田一 〇八の先まで	日野郡日野町板井原字峠根山七三 一の九の先	"	"	日野郡溝口町畑池字射矢谷口二五 五三の先から 二部字宮ノ下五七九 の三の先まで					
変更後 八・〇〇～八・〇五	変更前 三・〇〇～三・〇五	変更後 三・五〇～三・五五	変更前 三・五	変更後 三・六〇～三・六五	変更前 三・三〇～三・三五	変更後 三・五〇～三・五五	変更前 三・〇〇～三・〇五	変更後 九・〇〇～九・〇五	変更前 九・〇〇～九・〇五	変更後 五・三〇～五・三五	変更前 二・三〇～二・三五	変更後 一・四〇～一・四五	変更前 五・三〇～五・三五	変更後 一・四〇

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"		
"	"	線 多里伯太	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"		
"	日野郡日南町笠木字小谷林三〇八 三の五の先から 二七九一の二の先まで 字鉦床ノ上ミ	日野郡日南町折渡字向ノ原橋ノ上 九三七の一の先から 八の一の先まで 字向原新田九八	日野郡江府町大字美用字中島一 八三の先から 一一八六の先まで 字土居屋敷	日野郡江府町大字御机字鏡ケ成七 〇九の一〇の先	日野郡江府町大字御机字鏡ケ成七 〇九の一七の先から 七〇九の二三の先まで	日野郡江府町大字御机字東山七 〇の四の先から 七二〇の一の先まで	日野郡江府町大字御机字西荒堀一 九七の二の先	変更前 四・五	変更後 四・五	変更前 四・五	変更後 四・五	変更前 三〇・〇	変更後 三〇・〇	
変更後 三〇・〇	変更前 二・五	変更後 二・五	変更前 二・五	変更後 二・五	変更前 二・五	変更後 二・五	変更前 二・五	変更後 二・五	変更前 二・五	変更後 二・五	変更前 二・五	変更後 二・五	変更前 二・五	変更後 二・五
三〇・〇	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五
三〇・〇	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"		
野江府線	上徳山保	"	線 大滝白水	子線 金屋谷米	"	"	線 大内江府	"	"	"	"	"		
一八二の先まで	日野郡江府町大字俣野字濱子二〇 一の先から	九一の先まで	日野郡溝口町大滝字堀田八七の先 から 字堀谷四六〇の先まで	日野郡溝口町金屋谷字上原畑一 〇九の四の先から 一一三二の一の先まで	日野郡江府町大字吉原字西成一三 八六の三の先から 一三九六の一の先まで	日野郡溝口町大滝字上ノ山六一二 の一の先から 六一四の先まで	日野郡溝口町栃原字丸林一八七の 先から 一八六の	八五の一の先まで 字廻リハゲ三〇	日野郡日南町笠木字小谷林三〇八 三の一の先から	変更前 二〇・五	変更後 二〇・五	変更前 二六・〇	変更後 二六・〇	
変更後 七〇・二	変更前 三・五	変更後 七〇・八	変更前 二・五	変更後 五・〇	変更前 三・五	変更後 四・五	変更前 六・〇	変更後 二・五	変更前 二〇・五	変更後 二〇・五	変更前 二六・〇	変更後 二六・〇	変更前 二六・〇	変更後 二六・〇
七〇・二	三・五	七〇・八	二・五	五・〇	三・五	四・五	六・〇	二・五	二〇・五	二〇・五	二六・〇	二六・〇	二六・〇	二六・〇
七〇・二	三・五	七〇・八	二・五	五・〇	三・五	四・五	六・〇	二・五	二〇・五	二〇・五	二六・〇	二六・〇	二六・〇	二六・〇

"	"	日野郡日南町神塚字崎塔一四八〇の先から	変更前	六五〇~二〇〇	一四〇・〇
			変更後	七五〇~一七〇〇	一四〇・〇
"	"	日野郡日南町神戸上字宮原二二七の二の先から	変更前	三・五〇~九・〇	二七〇・〇
			変更後	七・五〇~一〇・五	二四〇・〇
"	"	日野郡日南町神戸上字大入組三〇七七の八の先から	変更前	四・〇〇~三・〇〇	二六〇・〇
			変更後	八・〇〇~一三・〇〇	二六〇・〇
"	"	日野郡日南町神戸上字鉄穴内反方九九五の一〇の先から	変更前	三・〇〇~七・五	一八・五
			変更後	六・五〇~七・五	一八・五
"	"	日野郡日南町神戸上字鍛冶屋前九七五の一の先から	変更前	四・〇〇~八・〇	一七・五
			変更後	八・〇〇~八・五	一七・五
"	"	日野郡日南町神戸上字壇ヶ谷一一八七の二の先から	変更前	四・〇〇~六・〇	三六・八
			変更後	四・五〇~三・〇〇	三六・八
"	"	九の二の先まで 字峠林三〇七	変更前		
			変更後		

鳥取県告示第四百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定したので、同法同条同項の規定より告示する。

その関係図面は、昭和四十三年五月二十八日から八月間鳥取県土木部道

路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十三年五月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区 間	敷地の幅員	延長
一般国道百八十号		日野郡日野町根雨字行岸詰二二三四の二の先から 字天王六九四の一の先まで	七・五〇~四・〇	一〇〇・四
"	"	日野郡日野町根雨字山崎三八〇の先から 三七五の三の先まで	一・〇〇~三・〇	五四・四
"	"	日野郡日野町根雨字細田三四七の一の先から 字舟場川原四の二の先まで	一・〇〇~三・〇	六〇・五
県道 新見線	米子石見	日野郡日南町上石見字手洗川下モ道下タ八三九の一の先から 字谷田原ノ上エ七一 四の一の先まで	二・〇〇~一・〇	三七・八

鳥取県告示第四百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を昭和四十三年五月二十八日から開始するので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十三年五月二十八日から八月間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十三年五月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
一般国道百八十号		日野郡日野町貝原字大井手下タ五五三の先から 字寄瀬一〇の先まで	昭和四十三年五月二十八日
"	"	日野郡江府町大字江尾字茶円木一七五四の一の先から 字入江一七三三の一の先まで	"
"	"	日野郡江府町大字江尾字小原一七一一の一の先から 字入江一七二〇の一の先まで	"
"	"	日野郡江府町大字武庫字浜子三〇の一の先から 大字江尾字小原一七二の一の先まで	"
"	"	日野郡溝口町宮原字宮ノ上ミ一九八の一の先から 一九六の先まで	"
"	"	日野郡溝口町宮原字宮ノ上ミ一九九の一の先から 一九八の一の先まで	"
"	"	日野郡溝口町谷川字谷川尻トンド場二七六の先から 字前田河原九九の一の先まで	"
百八十三号		日野郡日野町上菅字桑ノ木原八一三の二の先から 字内原七三三の五の先まで	"

県道線	区間	供用開始の期日
倉吉江府	日野郡日南町生山字広畑九の先から 字植松山一の三の先まで	"
"	日野郡日野町本郷字平林三三三の先から 字出口行岸ノ下モ三一〇の先まで	"
"	日野郡日野町本郷字ヒジカキノ前一三八二の先から 字増田一二七八の一の先まで	"
"	日野郡日南町宮内字上井ノ市場ケ谷下モ六五五の先から 字ドウドウノ前 字ドウドウノ前 字ドウドウノ前 字ドウドウノ前	"
"	日野郡日南町河上字榎田四八〇の一の先から 字寺の前道下タ 四六二の一の先まで	"
"	日野郡日南町新屋字火田二八二の先から 字井領六四の六の先まで	"
"	日野郡日南町新屋字津久谷一八五九の八の先から 一八五九の一三の先まで	"
"	日野郡日野町小河内字山手山五六四の五の先	"
倉吉江府	日野郡江府町大字下岐屋字木クロ場三二〇の先から 字垣ノ内 一二五の二の先まで	"

鳥取県告示第四百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十三年五月二十八日から八月間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十三年五月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区 間	変更前 敷地の幅員 メートル	延長 メートル
"	"	日野郡日南町神戸上字鍛冶屋前九七五の一の先から 九七四の三の先まで	"	"
"	"	日野郡日南町神戸上字壇ヶ谷一二八七の二の先から 九の二の先まで 字峠林三〇七	"	"

道路の種類	路線名	区 間	変更前 敷地の幅員 メートル	延長 メートル
一般国道 百七十九号	"	倉吉市日谷字欠上り六八九の一の先から 字石田五九五の先まで	七〇〇～八〇〇	五〇〇
"	"	東伯郡三朝町大字大柿字西塚通三の一の先から 大字恩地字前河原一七二の先まで	六〇〇～八〇〇	三〇〇.〇
"	"	倉吉市巖城字安田開三七三の四の先から 八屋字大通一四七の一の先まで	三〇〇～三〇〇	五五.四

県道	鳥取鹿野 倉吉線	倉吉市駄経寺字下大六一〇四の三の先から 字上大六七八の一二の先まで	変更前 六五〇～七五〇	変更後 一〇〇〇～一〇五〇
"	"	東伯郡三朝町大字俵原字水上の志一三八の一の先から 字高場一二六の一の先まで	変更前 二〇〇～四〇〇	変更後 七五〇～一〇〇〇
"	"	東伯郡三朝町大字俵原字丸山谷三二五の先から 字栃木谷一二四の先まで	変更前 三〇〇～五〇〇	変更後 三〇〇～五〇〇
"	"	東伯郡三朝町大字三徳字美徳頭一〇一一の一の先	変更前 三〇〇～七〇〇	変更後 二二〇
"	"	東伯郡三朝町大字坂本字オノ前一三九八の先から 字山崎一三一五の一の先まで	変更前 四〇〇～八〇〇	変更後 三六〇
"	"	東伯郡三朝町大字三朝字森崎七八の一の先から 七八二の一の先まで	変更前 七五〇～八〇〇	変更後 二五〇
"	"	東伯郡三朝町大字片柴字室庄八八二の先から 字郷道一三四七の先まで	変更前 六五〇～八五〇	変更後 三六〇
"	"	東伯郡三朝町大字片柴字五反田一〇六八の一の先から 一〇六五の一の先まで	変更前 六〇〇～七〇〇	変更後 六〇〇

"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	線	線	線	線	線	"
"	"	湯原用瀬	倉吉由良	三朝東郷	倉吉青谷	"	"
東伯郡三朝町大字福本字楨原四二 一の一の先から 四二〇の先まで	東伯郡三朝町大字福本字六良治一 一六の二の先から 一〇三の先まで	東伯郡三朝町大字下西谷字屋敷通 リ二〇五の二の先から 三四三の一の先まで	倉吉市上神字燕尾峰一一三六の三 の先から の先まで	東伯郡東郷町大字中興寺字中坪三 七〇の一の先から 三五一の一の先まで	東伯郡泊村大字原字前田四八四の 一の先から 字下林六八五の 一の先まで	東伯郡三朝町大字三徳字密防一〇 三七の二の先から 三三三の先まで	東伯郡三朝町大字片柴字増野一三 八六の一の先
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
四・五〇~六・五〇	三・〇〇~四・〇〇	四・五〇~六・五〇	三・〇〇~四・〇〇	六・五〇~一〇・五〇	五・〇〇~五・五〇	六・〇〇~一〇・〇〇	三・五〇~六・〇〇
二四・〇〇	二四・〇〇	三六・〇〇	三六・〇〇	六・五	六・五	四六・〇〇	三・五

"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"
東伯郡三朝町大字福本字小林谷五 五〇の先	東伯郡三朝町大字福本字小林谷五 五〇の先から 五四九の一の先まで	東伯郡三朝町大字福本字家の後一 五七の一の先	東伯郡三朝町大字福本字家の後一 五七の一の先	東伯郡三朝町大字福本字家の後一 五七の一の先から 一五六の一の先まで	東伯郡三朝町大字福本字家の後一 五四の一の先	東伯郡三朝町大字福本字家の後一 五三の先	東伯郡三朝町大字福本字家の本二 三六の先から 二三五の先まで
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
五・〇〇~二・〇〇	四・〇〇~六・〇〇	四・〇〇~七・〇〇	三・〇〇~二・〇〇	六・〇〇~一〇・五〇	四・〇〇~九・〇〇	四・〇〇~七・五〇	三・〇〇~五・〇〇
四四・〇〇	六〇・〇〇	八四・〇〇	八四・〇〇	一四〇・〇〇	四〇・〇〇	一七〇・〇〇	三三・〇〇

"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	線 倉吉東伯	"	"	"	"
倉吉市大谷字向野二二七の二九の先	倉吉市大谷字向野二二七の一三の先	倉吉市大谷字向野二二七の一四の先	倉吉市大谷字向野二二〇の一の先	倉吉市国府字中屋敷三七七の先から 字古神官八五六の先まで	東伯郡三朝町大字福本字岸の上四 四一の先から 三四一の先まで 字山の神原	東伯郡三朝町大字福本字小林谷五 五〇の先	東伯郡三朝町大字福本字小林谷五 五〇の先
変更後 五・五〇～九・〇	変更前 三・五〇～四・〇	変更後 四・五〇～八・五	変更前 三・五〇～四・〇	変更後 四・五〇～一〇・〇	変更前 三・〇〇～三・五	変更後 三・五〇～四・五	変更前 三・五〇～九・〇
二九・〇	二九・〇	二九・〇	二四・五	四〇・〇	四〇・〇	五〇・〇	四〇・〇

"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	吉線 如來原倉	"	"	"	"
倉吉市大谷字向野二二七の二九の先	倉吉市大谷字向野二二七の三一の先	倉吉市大谷字向野二二七の三二の先	倉吉市大谷字向野二二七の三一の先	東伯郡関金町大字泰久寺字木鉢七 二の一の先から 七一の先まで	東伯郡関金町大字泰久寺字角一二 〇〇第一の先	東伯郡東伯町大字八橋字頭ナシ二 二六の二の先から 二二五の一の先まで	東伯郡東伯町大字榎下字千駄山一 〇六六の一の先
変更後 五・〇〇～一〇・〇	変更前 五・〇〇～七・〇	変更後 六・〇〇～七・〇	変更前 三・〇〇～四・〇	変更後 六・〇〇～六・五	変更前 三・五〇～四・〇	変更後 四・五〇～九・〇	変更前 四・〇〇～七・〇
二九・〇	二九・〇	二九・〇	二九・〇	二六・一	二六・一	二七・〇	二七・〇

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"			
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"			
東伯郡関金町大字堀字下大田畔二〇五九の二の先	東伯郡関金町大字明高字日民の下九〇一の先	一一四の一の先まで 字下山根	東伯郡関金町大字泰久寺字東屋敷一一一の一の先から	一一一五の先まで	東伯郡関金町大字泰久寺字角一二〇六の先から	二の六九三の先まで	東伯郡関金町大字堀字名子平二の六四六の先から	東伯郡関金町大字野添字木戸坂四四の一の先	東伯郡関金町大字大鳥居字竹末二九五の二の先から	三四三の先まで	東伯郡関金町大字泰久寺字六反田三四六の先から	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	
七・五	三・五	五・五 一三・〇	三・五 四・五	八・〇 九・五	六・五	八・〇 一四・〇	六・〇 八・〇	一三・〇 一四・〇	四・五 一五・〇	七・〇 八・〇	九・〇 一・〇	三・〇 四・〇
一三・五	三・五	四・一	四・一	一〇・〇	一七・〇	一〇・〇	一〇・〇	一〇・〇	五・〇	二九・七	二〇・〇	八〇・〇

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"				
森岡田線	停車場線 広瀬倉吉	合線	長和田羽	"	小鹿溪線	"	"	"	線 由良関金				
倉吉市三江字屋敷通四六四の一の先から 四八八の先まで	倉吉市広瀬字村脇五九六の四の先から 字繩手前四六〇の一の先まで	二二二一の先まで	東伯郡羽合町大字田後字狐塚二二九の先から	五七二の二の先まで	東伯郡三朝町大字東小鹿字小鹿田五七二の一の先から	八の一の先まで 字石田六五	東伯郡三朝町大字吉田字定田六一五の先から	四〇七の一の先まで	倉吉市福本字家の上四〇八の四の先から 二の七の先まで 字青木一八	東伯郡大栄町大字亀谷字森一九九の先から 東伯郡大栄町大字大鳥居字八王寺字八王寺前四九の一の先まで	東伯郡関金町大字大鳥居字八王寺二の先から		
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前		
八・五 九・〇	四・〇 五・〇	七・〇 一・〇	五・〇 八・〇	六・〇 七・〇	三・〇 五・五	八・〇 一五・〇	五・〇 九・〇	四・八 五・〇	五・五 九・〇	七・五 八・〇	六・五 七・五	七・〇 七・五	五・五
一三・〇	一三・〇	一〇・〇	七・六	六・〇	六・〇	一〇・〇	一〇・〇	一三・〇	一三・〇	八・七・〇	八・七・〇	五・〇	五・〇

"	"	"	"	"	"	"	"
線	線	"	"	"	"	"	"
羽出三朝	"	"	"	"	"	"	"
東伯郡三朝町大字田代字小代路六 七三の五の先	東伯郡三朝町大字小河内字一ノ谷 口七三八の一の先から	東伯郡三朝町大字小河内字上野五 〇四の一の先	東伯郡三朝町大字小河内字サイカ 三三四の四の先から	東伯郡三朝町大字大郎田字南清常 五三三の一の先から	倉吉線	菅原上小 鴨停車場	東伯郡東伯町大字山田字横河四九 五の七の先から
変更後 三〇〇～一八・五	変更後 三・五～九・五	変更後 四・五～二・〇	変更後 四・〇～一四・〇	変更後 八・〇～二・〇	変更後 一五三の一の先まで	変更後 四九三の先まで	変更後 字大平三八三の先まで
変更前 二・五～三・〇	変更前 三・五～八・〇	変更前 四・五～六・〇	変更前 三・五～七・〇	変更前 四・〇～五・五	変更前 五〇〇～六〇〇	変更前 五〇〇～六〇〇	変更前 四八の一の先から
三七・〇	四一・七	三七・〇	四六・〇	五〇・〇	五〇・〇	四〇・〇	一四〇・〇

"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	線	線	"	線	"	"
"	"	古長杉下	大立上福 田線	"	宮内藤津	"	"
東伯郡東伯町大字八反田字上エ原 三四の先から	東伯郡東伯町大字天下字樋ケ口六 七の一の先から	東伯郡東伯町大字宮場字宮之前三 四三の先	倉吉市福積字坂の前六八四の先か ら	東伯郡東郷町大字藤津字泥中七八 六の五の先から	東伯郡東郷町大字藤津字竜王前六 〇五の一の先から	東伯郡三朝町大字田代字山神段五 五四の一の先	東伯郡三朝町大字田代字小代路六 七三の五の先
変更後 七・〇	変更後 六・〇～一〇・〇	変更後 七・五～八・五	変更後 六・〇	変更後 八・〇～二・〇	変更後 七・〇～三・〇	変更後 六・五～七・五	変更後 三・〇～三・五
変更前 三・五	変更前 三・五～四・五	変更前 六・五～七・〇	変更前 四・〇～八・〇	変更前 四・〇～九・〇	変更前 五・〇～六・〇	変更前 三・〇～四・〇	変更前 三・〇～六・〇
四〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	五二・〇	四〇・四	二二二・〇	六七・〇	四六・〇

青谷線	泊絹見	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
三二三の先まで	東伯郡泊村大字筒地字涉リ三一五の先から	〇三の先まで	東伯郡赤碕町大字篁津字三反田五八一の先から	九〇の先まで	東伯郡赤碕町大字篁津字金屋八六四の先から	二二〇の二の先まで	東伯郡東伯町大字杉下字石塚二一六第一の先から	一九九の先まで	東伯郡赤碕町大字大父梅の木一四三の先から	二七九の一の先まで	東伯郡赤碕町大字高岡字宮ノ東二五五の先から	〇四の一の先まで	東伯郡赤碕町大字高岡字宮河原二七四の二の先から	四一五の先まで	東伯郡東伯町大字杉下字太郎右衛門四一二の先から						
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
40~80	45~55	85~55	55~105	80~30	40~50	50~60	35	98~30	47~75	75~85	45~65	50~90	55~60	65~75	25~40						
100	100	100	100	150	150	60	60	170	170	85	85	100	100	100	100						

鳥取県告示第四百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十三年五月二十八日から八月間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十三年五月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区 間	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	赤碕停車場船上山線	東伯郡赤碕町大字山川字東山ノ下一八六の先から 字東屋敷一九二の先まで	90~60	300
"	東郷湖線	東伯郡羽合町大字上浅津字穴以後四八二の二の先から 字井科田五六三の三の先まで	90~100	300
"	長和田羽合線	東伯郡東郷町大字長江字下敷手一四二の七の先から 一四六の先まで	55~70	100
"	広瀬倉吉停車場線	倉吉市下大江字出口一〇三の先から 字中屋敷二一二の先まで	40~60	100
"	鉢伏田畑線	東伯郡東郷町大字川上字奥田七五五の先から 字松ノ木七二五の先まで	70~30	220

鳥取県告示第四百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を昭和四十三年五月二十八日から開始するので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十三年五月二十八日から八月間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十三年五月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道 号百七十九	倉吉市巴谷字欠上り六八九の 先から 字石田五九五の先まで	東伯郡三朝町大字大柿字西塚通三 の一の先から 大字恩地字前河原一 七二の先まで	昭和四十三年五月二十八日
"	"	倉吉市巖城字安田開三七三の四の 先から 八屋字大通一四七の一の先 まで	"
"	"	倉吉市駄経寺字下大六一〇四の三 の先から 字上大六七八の一二 の先まで	"
県道 倉吉線	鳥取鹿野 東伯郡三朝町大字俵原字水上の巻 一三八の一の先から 字高場一二六の一の先まで	"	"

"	"	東伯郡三朝町大字俵原字丸山谷三 二五の先から 字栃木谷一 二四の先まで	"
線 倉吉青谷	"	東伯郡三朝町大字三徳字美徳頭一 〇一一の一の先	"
"	"	東伯郡三朝町大字坂本字才ノ前一 三九八の先から 字山崎一三 一五の一の先まで	"
"	"	東伯郡三朝町大字三朝字森崎七八 一の一の先から 七八二の一の先まで	"
"	"	東伯郡三朝町大字片柴字室庄八八 二の先から 字郷道一三 四七の先まで	"
"	"	東伯郡三朝町大字片柴字五反田一 〇六八の一の先から 一〇六五の一の先まで	"
"	"	東伯郡三朝町大字片柴字増野一三 八六の一の先	"
"	"	東伯郡三朝町大字三徳字密防一〇 三七の二の先から 字美穂一〇 三三の先まで	"
"	"	東伯郡泊村大字原字前田四八四の 一の先から 字下林六八五の 一の先まで	"

"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	線 福永由良	"	"	"	"	"
四九三の先まで	東伯郡東伯町大字山田字横河四九五の七の先から	八三〇の先まで	東伯郡東伯町大字大谷字尾崎九〇六の先から	倉吉市服部字竹下タ七七四の先から	倉吉市服部字市坂八〇六の先	倉吉市服部字竹下七六六の先	倉吉市服部字下大田七三四の先	倉吉市服部字榎美口五四二の先
"	"	"	"	"	"	"	"	"
	東伯郡東伯町大字榎ノ下字向山五四八の一の先から	八三〇の先まで	東伯郡東伯町大字大谷字尾崎九〇六の先から	倉吉市服部字竹下タ七七四の先から	倉吉市服部字市坂八〇六の先	倉吉市服部字竹下七六六の先	倉吉市服部字下大田七三四の先	倉吉市服部字榎美口五四二の先
"	"	"	"	"	"	"	"	"
	東伯郡東伯町大字山田字横河四九五の七の先から	八三〇の先まで	東伯郡東伯町大字大谷字尾崎九〇六の先から	倉吉市服部字竹下タ七七四の先から	倉吉市服部字市坂八〇六の先	倉吉市服部字竹下七六六の先	倉吉市服部字下大田七三四の先	倉吉市服部字榎美口五四二の先

"	"	"	"	"	"	"	"	"
線 宮内藤津	"	"	線 羽出三朝	"	"	"	吉線 木地山倉	線 菅原上小 鴨停車場
〇の一の先まで	東伯郡三朝町大字田代字山神段五五四の一の先	東伯郡三朝町大字田代字小代路六七三の五の先	東伯郡三朝町大字小河内字一ノ谷口七三八の一の先から	東伯郡三朝町大字小河内字上野五〇四の一の先	東伯郡三朝町大字小河内字サイカ三四四の四の先から	東伯郡三朝町大字大郎田字南清常字寺谷六七六の先まで	東伯郡三朝町大字大郎田字南清常字寺谷六七六の先まで	倉吉市岩倉字河原一五五の五の先から
"	"	"	"	"	"	"	"	"
〇の一の先まで	東伯郡三朝町大字田代字山神段五五四の一の先	東伯郡三朝町大字田代字小代路六七三の五の先	東伯郡三朝町大字小河内字一ノ谷口七三八の一の先から	東伯郡三朝町大字小河内字上野五〇四の一の先	東伯郡三朝町大字小河内字サイカ三四四の四の先から	東伯郡三朝町大字大郎田字南清常字寺谷六七六の先まで	東伯郡三朝町大字大郎田字南清常字寺谷六七六の先まで	倉吉市岩倉字河原一五五の五の先から
"	"	"	"	"	"	"	"	"
〇の一の先まで	東伯郡三朝町大字田代字山神段五五四の一の先	東伯郡三朝町大字田代字小代路六七三の五の先	東伯郡三朝町大字小河内字一ノ谷口七三八の一の先から	東伯郡三朝町大字小河内字上野五〇四の一の先	東伯郡三朝町大字小河内字サイカ三四四の四の先から	東伯郡三朝町大字大郎田字南清常字寺谷六七六の先まで	東伯郡三朝町大字大郎田字南清常字寺谷六七六の先まで	倉吉市岩倉字河原一五五の五の先から

"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	線 下見赤碕	"	"	"	線 古長杉下	田線 大立上福	"
東伯郡赤碕町大字大父字梅の木一四三の先から 一九九の先まで 字馬太屋田	東伯郡赤碕町大字高岡字宮ノ東二五五の先から 二七九の一の先まで	東伯郡赤碕町大字高岡字宮河原一七四の二の先から 〇四の一の先まで 字観音免四	東伯郡東伯町大字杉下字太郎右衛門四一二の先から 四一五の先まで	東伯郡東伯町大字八反田字上エ原三四の先から 三〇の二の先まで	東伯郡東伯町大字矢下字樋ケ口六七の一の先から 五〇の先まで	東伯郡東伯町大字宮場字宮之前三四三の先	倉吉市福積字坂の前六八四の先から 六八〇の先まで	東伯郡東伯町大字藤津字泥中七八六の五の先から 七八六の四の先まで
"	"	"	"	"	"	"	"	"

道路の種類	路線名	区 間	変更前 敷地の幅員 メートル	変更後 敷地の幅員 メートル	延長 メートル
一般国道百八十号		西伯郡岸本町吉長字三日市頭二五〇四の先から 二の一の先まで 字上ノ替地三六	四・五・六・三	四・五・四・四	四七・五

鳥取県告示第四百六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十三年五月二十八日から八月間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十三年五月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

"	"	"	"	"	"
線 杉下倉吉	東伯郡東伯町大字杉下字石塚二一六第一の先から 二二〇の二の先まで	東伯郡赤碕町大字笹津字金屋畑八六四の先から 字釣野八七九の先まで	東伯郡赤碕町大字笹津字三反田五八一の先から 字西出口六〇三の先まで	東伯郡泊村大字筒地字涉リ三一五の一の先から 三二三の先まで	東伯郡赤碕町大字宮場字宮之前三四三の先
"	"	"	"	"	"
泊絹見青 谷線					

"		"		"		"		"		"		"		"		"		県道	
"		"		"		"		"		"		"		"		"		新見線	
西伯郡西伯町大字上中谷字大原二八四の二の先		西伯郡西伯町大字上中谷字大原二八四の二の先		西伯郡西伯町大字上中谷字大原二八四の二の先		西伯郡西伯町大字上中谷字大原二八四の二の先		西伯郡西伯町大字上中谷字大原二八四の二の先		西伯郡西伯町大字上中谷字大原二八四の二の先		西伯郡西伯町大字上中谷字大原二八四の二の先		西伯郡西伯町大字上中谷字大原二八四の二の先		西伯郡西伯町大字上中谷字大原二八四の二の先		西伯郡西伯町大字大木屋字クジメ 二四三の一の先	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
廿〇〇~100.0	四〇四~七〇.0	五〇五~九〇.五	五〇五	四六六~八〇.0	四二二~四〇六	四〇〇~二二五	四〇〇~七〇六	七〇〇~100.0	五〇〇~九〇.0	二二〇~二四四	九〇五~三〇.0	三〇五~七〇.五	三〇五	三〇五	三〇五	三〇五	三〇五	三〇五	三〇五
1廿〇.0	1廿〇.0	100.0	100.0	四〇.0	四〇.0	三六〇.0	三六〇.0	1400.0	1400.0	九〇.0	九〇.0	三〇.0	三〇.0	三〇.0	三〇.0	三〇.0	三〇.0	三〇.0	三〇.0

"		"		"		"		"		"		"		"		"		"	
"		"		"		"		"		"		"		"		"		"	
石井字砂田一二二の一の先		米子市奥谷字前田六〇五の一の先		二九の一の先		西伯郡西伯町大字上中谷字古屋敷向三〇の先		六三の先		西伯郡西伯町大字上中谷字古屋敷下向七〇の一の先		一一二四の先		西伯郡西伯町大字上中谷字堂ノ前一二二の一の先		西伯郡西伯町大字上中谷字出ノ下二五九七の一の先		字大江谷一一二の先	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
八七~141.二	四八~六四	四八~六〇	三三~四八	四二~七〇	三六~五五	四〇~六八	四〇~四六	四〇~三六	三二~八八	五〇~七〇	四〇~六六	七八~八五	四八~七八	七五	四八~七四	四八~八五	四八~七四	四八~八五	四八~七四
141.二	六〇.0	五〇.0	五〇.0	三三〇.0	二五〇.0	八四	八四	二八〇	二八〇	六〇.0	六〇.0	六四.五	六四.五	三〇.0	三〇.0	三〇.0	三〇.0	三〇.0	三〇.0

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	米子線 溝口天万	"	"	線 米子広瀬	"	"	"	"	"	"	"	線 西伯根雨	"
"	西伯郡会見町市山字中屋敷四〇八の先から	西伯郡会見町鶴田字堤ヶ谷一三五の先から	西伯郡会見町大字東上字大道下八二一の先から	米子市新山字沢田五一の先から	米子市新山字頭無一の先	米子市新山字藤崎北三七七の先	西伯郡西伯町大字中字トイカ谷四〇一の先から	西伯郡西伯町大字中字カジヤガ市一二六五の先	三九一の先まで	西伯郡西伯町大字中字トイカ谷四〇一の先から	西伯郡西伯町大字東上字大道下八二一の先から	西伯郡西伯町大字東上字大道下八二一の先から	西伯郡西伯町大字東上字大道下八二一の先から
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
六〇〇～九〇〇	五〇五～六〇八	六〇六～九〇二	三八七～五〇六	五〇〇～八〇五	五〇〇～五〇八	六〇五～二〇五	六〇〇～二〇六	三〇五～七〇五	三〇五～三〇六	六〇〇～二〇五	六〇〇～七〇五	五〇〇～二〇四	二〇〇～四〇五
七〇〇	七〇〇	九〇〇	九〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	米子市橋本字横尾ヶ巻五三五の二の先から	米子市橋本字石橋下四二八の二の先から	米子市橋本字石橋下四二八の二の先から	米子市榎原字石橋下四八七の二の先から	米子市大袋字中川一〇九の五の先から	米子市上安曇字上テトウジ七六一の三の先から	米子市上安曇字上テトウジ七六一の三の先から	西伯郡会見町天万字下万前一六四八の六の先から	西伯郡会見町天万字上万前一六五三の三の先	西伯郡会見町天万字上万前一六五三の三の先	西伯郡会見町天万字上万前一六五三の三の先	西伯郡会見町天万字上万前一五五〇の二の先から	西伯郡会見町天万字上万前一五五〇の二の先から
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
六〇五～一〇〇〇	六〇五	五〇〇～七〇八	五〇〇	三〇〇～八〇〇	三〇五～八〇〇	五〇八～八〇五	五〇八～六〇〇	六〇〇～七〇八	六〇〇	八〇八～一〇〇〇	八〇八～一〇〇〇	六〇五～八〇六	五〇五～七〇八
三〇〇	三〇〇	二〇〇	二〇〇	三〇〇	三〇〇	二〇六	二〇六	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇

"	本宮淀江線	西伯郡淀江町大字西尾原字上室ヶ瀬二のの先から	変更前	四・五〇六・二	二五〇・〇
	一三三〇の先まで	宇喜多原	変更後	五・二一〇・四	二五〇・〇
"	羽田井植	西伯郡中山町羽田井字大石二〇の	変更前	七〇〇七・五	四〇〇
	二〇の二の先まで	西伯郡中山町八重字上野際八二の	変更後	七〇〇一〇・〇	四〇〇
"	東積赤碓	西伯郡中山町八重字上野際八二の	変更前	三〇〇七・五	八六〇
	一の先から	一の先から	変更後	八〇〇八・五	八六〇
"	停車場線	八三の一の先まで	変更前	二・五〇四・八	五〇〇
	変更後	三・八〇六・五	変更後	五・〇	五〇〇

鳥取県告示第四百七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を昭和四十三年五月二十八日から開始するので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十三年五月二十八日から八月間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十三年五月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道百八十号	西伯郡岸本町吉長字三日市頭二五〇四の先から	二の一の先まで	昭和四十三年五月二十八日
	字七上ノ替地三六		

県道	新見線	米子石見	西伯郡西伯町大字大木屋字クジメ二四三の一の先	"
"	"	"	西伯郡西伯町大字上中谷字大原二八四の二の先	"
"	"	"	西伯郡西伯町大字落合字ヒテリ塚三六八の二の先から	"
"	"	"	三八三の一の先まで	"
"	"	"	米子市石井字中坪二二〇の一の先から	"
"	"	"	古市字五反田一二二の一の先まで	"
"	"	"	西伯郡西伯町大字大木屋字秋田一〇二の一の先から	"
"	"	"	一二九の先まで	"
"	"	"	字ソリ田	"
"	"	"	西伯郡西伯町大字上中谷字古屋敷向二八の三の先から	"
"	"	"	字桐木山	"
"	"	"	二一の四の先まで	"
"	"	"	米子市古市字草木二四の先	"
"	"	"	西伯郡西伯町大字福成字イモト谷二三七一の二の先から	"
"	"	"	字屋敷二四	"
"	"	"	〇〇の一の先まで	"
"	"	"	米子市奈喜良字藪ノ下二七五の三の先から	"
"	"	"	二六七の四の先まで	"

"	福頼市山 伯耆大山 停車場線	西伯郡西伯町大字掛合字屋敷内四三七の一の先から 四三六の一の先まで	"
"	"	西伯郡西伯町大字馬佐良字ヒラ石六二九の一の先	"
"	"	米子市諏訪字山根六二五の一の先から 六三四の先まで	"
"	本宮淀江 線	西伯郡淀江町大字西尾原字上宝ヶ瀬二の一の先から 字喜多原 一三三〇の先まで	"
"	"	西伯郡淀江町大字福頼字山崎三六の一の先	"
"	羽田井植 松線	西伯郡中山町羽田井字大石二〇の一の先から 二〇の二の先まで	"
"	東積赤碓 停車場線	西伯郡中山町八重字上野際八二の一の先から 八三の一の先まで	"

鳥取県告示第四百八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十三年五月二十八日から八月間鳥取県土木部道

路課において一般の縦覧に供する。
昭和四十三年五月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区 間	変更前後	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	智頭佐用	八頭郡智頭町大字福原字才ノ元一 一の三の先から の二の先まで 字下田二七	変更後 変更前	四〇〇～五〇〇 四〇〇～四〇〇	二九二・五 二〇八・五
"	"	八頭郡智頭町大字尾見字古舩家廻り 四八の先から 字中村皆地	変更後 変更前	四〇〇～八・六 四〇〇～七・四	一〇八・五 六七・〇
"	"	八頭郡智頭町大字福原字下田ノ上 四〇五の一の先から 字家廻り七二の先ま	変更後 変更前	一〇〇～三三〇 四〇〇～七・五	六七・〇 二六三・〇
"	"	八頭郡智頭町大字中原字上皆地三 〇七の一の先から 大字福原字方ノ元一 〇の一の先まで	変更後 変更前	七五～一八・五 五・六～六・〇	二二二・〇 六六・〇
"	"	八頭郡智頭町大字尾見字中村皆地 一一七の六の先から 一三五の先まで	変更後 変更前	七・三～八・三 五・六～六・〇	九六・〇 六六・〇
"	"	八頭郡智頭町大字福原字アソウ谷 平五七五の二の先	変更後 変更前	三・一～三・五 九・六～三・一	二〇〇・〇 二〇〇・〇

線	那家河原	八頭郡船岡町大字船岡字川向欠上り上分二四二の一の先から	変更後	七・六〇三・五	一七・〇
			変更前	四・六〇二・五	一七・〇
"	"	六五の先まで	変更後	四・七〇三・四	五・五
			変更前	四・四〇五・〇	五・五
"	"	八頭郡智頭町大字分公字馬場六四の先から	変更後	四・八〇七・五	二〇・〇
			変更前	四・五〇六・五	二〇・〇
"	"	八頭郡智頭町大字新見字新田四八二の一の先から	変更後	五・三〇一・五	六九・〇
			変更前	三・二〇三・七	六九・〇
"	"	八頭郡智頭町大字白玉字松シカ途六八九の先	変更後	六・〇〇二・五・四	一八五・〇
			変更前	四・五〇三・八	一八五・〇
"	"	八頭郡智頭町大字新見字岩尾一〇八一の先から	変更後	四・五〇三・五	一七・三
			変更前	四・〇〇六・〇	一七・三
"	"	八頭郡智頭町大字西字塚字北谷南谷七七の三七二の先から	変更後	四・五〇三・五	一七・三
			変更前	四・〇〇六・〇	一七・三
"	"	八頭郡智頭町大字口字波字出合八の先から	変更後	四・五〇三・五	一七・三
			変更前	四・〇〇六・〇	一七・三
"	"	八頭郡智頭町大字福原字栃市口三七五の一の先から	変更後	七・九〇九・九	三三・五
			変更前	五・五〇八・七	三三・五
"	"	手四九〇の先まで	変更後	七・九〇九・九	三三・五
			変更前	五・五〇八・七	三三・五

線	村岡若桜	八頭郡若桜町大字若荷谷字小谷上平三四九の四〇の先から	変更後	五・五〇一・〇・三	七二・〇
			変更前	三・五〇三・五	七二・〇
"	"	八頭郡若桜町大字若荷谷字小谷上一の先まで	変更後	四・五〇三・八	二四・四
			変更前	四・五〇九・五	二四・四
"	"	八頭郡若桜町大字若荷谷字休の上三二八の五の先から	変更後	五・二〇六・〇	五・一
			変更前	五・二〇一・五・〇	五・一
"	"	八頭郡若桜町大字若荷谷字休の上三二八の二の先まで	変更後	五・二〇一・五・〇	五・一
			変更前	五・二〇一・五・〇	五・一
"	"	八頭郡若桜町大字若荷谷字休の上三二八の三四の先	変更後	五・〇〇一・三・〇	六四・九
			変更前	五・〇〇一・六・〇	六四・九
"	"	八頭郡若桜町大字測見字オワスロ二八三の四の先	変更後	五・〇〇一・九・五	三三・〇
			変更前	四・五〇三・〇	三三・〇
"	"	八頭郡若桜町大字若荷谷字滝谷口一七四の一の先から	変更後	四・五〇一・〇・五	六二・五
			変更前	四・五〇一・〇・五	六二・五
"	"	二六七の先まで	変更後	一〇・五〇一・三・七	六二・五
			変更前	一〇・五〇一・三・七	六二・五
"	"	八頭郡若桜町大字若荷谷字滝谷口二六〇の一の先	変更後	五・〇〇一・六・一	一六・〇
			変更前	四・五〇三・〇	一六・〇
"	"	八頭郡家町大字久能寺字岸の下タ三六〇の二の先から	変更後	七・五〇一・〇・五	二〇・〇
			変更前	五・三〇一・〇・四	二〇・〇
"	"	垣三九七の一の先まで	変更後	七・五〇一・〇・五	二〇・〇
			変更前	五・三〇一・〇・四	二〇・〇

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
五〇の二の先まで 字松尾四三	八頭郡佐治村大字余戸字立和田四三五の二の先から	三〇六〇の一の先まで	八頭郡佐治村大字加茂字崩三〇六二の一の先から	八一五の一の先まで	八頭郡佐治村大字高山字屋ブキ八四〇の二の先から	三五〇の二の先まで	八頭郡佐治村大字加瀬木字下土居三六一の先から	一二六の一の先まで	八頭郡佐治村大字加茂字モミヨ一三七の先から	八頭郡佐治村大字加茂字山川三〇六一の先	八頭郡佐治村大字加茂字山川三〇三七の一の先	八頭郡佐治村大字加茂字上山川三〇三一の一の先
変更後	変更前	更後変	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
七・七〇	三〇〇八・八	七・一〇三・五	六・五〇九・五	七・八〇九・七	四・二〇七・七	六・〇〇二・五	三〇〇六・〇	七・五〇一〇・八	五・五〇六・六	七・〇	四・六〇五・二	五・〇
六〇・〇	六〇・〇	二七・〇	二〇・〇	六〇・〇	六〇・〇	一五・〇	一五・〇	六〇・〇	六〇・〇	八〇	一四・〇	一〇・〇

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
八〇八次の一の先まで	八頭郡佐治村大字余戸字南和田七九一の先から	九七三の三の先まで	八頭郡佐治村大字尾際字宮本坂平九七四の一の先から	九七五の一の先	八頭郡佐治村大字尾際字茅垣の平九七五の一の先から	九の五の先まで 字火打岩一	八頭郡佐治村大字尾際字茅垣の平九九七の一の先	八頭郡佐治村大字尾際字茅垣の平九九七の一の先	五四の先まで 字北土居三	八頭郡佐治村大字尾際字前地五五九の一の先から	八三七の先まで	八頭郡佐治村大字高山字屋ブキ八一一の先から
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
四・九〇九・二	二・五〇五・〇	七・〇〇七・七	一・三〇三・〇	四・〇〇七・〇	二・二〇七・五	四・一〇七・六	二・四〇三・〇	三・〇	六・〇〇一〇・九	三・二〇四・五	四・五〇一〇・〇	四・五
八〇・〇	八〇・〇	六八・〇	六八・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	七〇・〇	三三・〇	三三・〇	二六・〇	三三・〇	三三・〇	四〇・〇

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
線	郡家鹿野	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"の先まで	八頭郡郡家町字瀬戸田九二の一の先から	八二一の先まで	八頭郡佐治村大字高山字屋ブキ八 一七の一の先から	一一〇の一の先まで	八頭郡佐治村大字余戸字鳥井原一 一一の一の先から	字河原ノ上エ九六三の一の先まで	八頭郡佐治村大字余戸字河原一八 三の二の先から	四一三の先まで	八頭郡佐治村大字余戸字坂田四〇 七の三の先から	四一四の三の先まで	八頭郡佐治村大字余戸字立和田四 二一の先から	四三四の一の先まで	八頭郡佐治村大字余戸字ナメヌリ コ岩一〇五二の先から
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
四・五〇二・〇	四・二七〇	四・〇〇〇四・五	四・〇〇〇四・五	四・〇	三・五	三・七〇八・〇	三・七〇四・二	二・〇〇〇五・三	一・五〇四・三	六・〇〇九・四	二・四〇四・三	五・〇〇一・七	四・〇〇〇五・四
三三〇・〇	三〇〇・〇	八〇・〇	八〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	五七・〇	五七・〇	二二・〇	二二・〇	八〇・〇	八〇・〇	五七・〇	五七・〇

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	国府丹比 停車場線
八頭郡八東町大字中字溝畑二二二 の先	八頭郡八東町大字中字野々尾六八 の二の先	六三七の先まで	八頭郡八東町大字中字八丁六四四 の一の先から	八頭郡八東町大字麻生字谷口七四 七の五の先	二四の一の先まで	八頭郡郡家町大字麻生字志谷口一 七の二の先から	二五三の先まで	八頭郡郡家町大字落岩字宮ノ下二 六〇の先から	八頭郡郡家町大字落岩字宮向イ七 二八の先	七〇七の先まで	字下ノ河原	八頭郡郡家町大字姫路字川下モの 七四の二七の先から	国府丹比 停車場線
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
四・〇〇九・五	四・〇	五・五〇七・七	四・一〇四・八	六・八〇〇・四	五・〇〇〇五・五	二・〇六二・二	六・三〇八・〇	八・〇〇三・三	四・五〇七・七	三・〇〇六・二	三・〇〇六・二	三・八八〇・〇	五・五〇七・五
三〇・〇	三〇・〇	三三・〇	三三・〇	八三・〇	三〇・〇	五九・九	五九・九	二〇〇・〇	二〇〇・〇	二〇〇・〇	二〇〇・〇	五七・〇	五七・〇

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
線 美作智頭	"	"	線 若桜南光	"	"	"	"	"	"	"	"	"
四〇の先まで	八頭郡智頭町大字西谷字下黒ノ田 四一二の先から	八頭郡若桜町大字吉川字栗尾向二 八〇の先	八頭郡若桜町大字吉川字小谷口二 九八の二の先	六〇の先まで	八頭郡若桜町大字吉川字蔵ノ田六 七六の先から	〇の先まで 字笹材三二	八頭郡家町大字落石字暮ノ谷口 一一の先から	三〇の先まで	八頭郡家町大字明辺字徳石谷二 八の先から	次三の先まで 字蛇山口二	八頭郡家町大字明辺字梵字二三 次四の先から	八頭郡八東町大字中字柿木田二六 五の先
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
五・三〇・八・三	五・三〇・六・〇	六・四〇・九・六	六・四〇・九・〇	四・三〇・六・八	四・三〇・四・七	五・二〇・六・二	五・二〇・八・二	五・五〇・九・五	五・五〇・九・五	四・六〇・一・八〇	三・九〇・五・二	五・〇〇・九・〇
二六・〇	二六・〇	三〇・〇	三〇・〇	三〇・〇	三〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二六・一	二六・一	二五・〇	二五・〇	三〇・五

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
"	谷郡家線	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	線 加茂用瀬	
九六の先まで	八頭郡家町大字稲荷字土居根九 四の三の先から	八頭郡家町大字稲荷字塚の鼻二 一二の先	九五の先まで 字林の口二	八頭郡用瀬町大字松原字上河原田 二五七次一の先から	二二一の四の先まで	八頭郡用瀬町大字屋住字砂田二二 一の先から	八頭郡用瀬町大字江波字大根本谷 九八七の先	五六の先	八頭郡用瀬町大字屋住字貝廻り一 五の先	九四八の三の先まで	八頭郡用瀬町大字安蔵字塚の原九 四八の先から	五〇の先まで 字田尻六五	八頭郡用瀬町大字江波字山根六〇 二の先から
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
六・九〇・七・三	六・六〇・六・九	六・三〇・七・三	六・三〇・六・六	三・五〇・三・六	三・五〇・二・〇	四・五〇・七・六	四・〇〇・四・五	七・〇〇・二・〇	六・〇〇・六・五	四・五〇・八・〇	四・五〇・五・〇	四・五〇・八・三	七・五〇・二・六
三〇・〇	三〇・〇	三〇・〇	三〇・〇	二六・〇	二六・〇	三〇・〇	三〇・〇	四・〇	四・〇	三〇・〇	三〇・〇	三〇・〇	三〇・〇

"		"		"		"		"		"		"		"										
"		線		"		田線		"		"		線		"										
八頭郡八東町大字三浦字大開三〇七の二の先から		八頭郡智頭町大字芦津字小坂五四の二の先から		四二四の一の先まで		八頭郡河原町大字北村字笑出四二五の二の先から		五八の三の先まで		八頭郡河原町大字北字森木元六一の先から		八頭郡家町大字下津黒字下繩手六六の二の先から		八頭郡家町大字延命寺字大木ノ花二二一の一の先から		八頭郡家町大字麻生字沢三九三の二の先から		八頭郡家町大字井古字菖蒲一二二の七の先まで						
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前					
六・五〇〜八・六	六・〇〇〜六・三	五・四〇〜六・五	三・八〇〜七・〇	四・八〇〜七・八	三・三〇〜四・八	六・五〇〜六・八	五・三〇〜六・五	六・二〇〜一〇・二	四・三〇〜六・二	七・五	六・五〇〜七・五	五・六〇〜八・六	五・六	五・六〇〜八・六	六・七〇〜八・一	六・三〇〜六・六	六・三〇〜六・六	六・七〇〜八・一	六・三〇〜六・六					
三・〇	三・〇	六・〇	六・〇	三・〇	三・〇	二・五〇	二・五〇	二・元〇	二・元〇	四・一	四・一	三・〇〇	三・〇〇	三・八	三・八	三・八	三・八	三・八	三・八					
"		"		"		"		"		"		"		"		"		"						
"		"		内線		中井小河		"		"		原智頭線		線		"		"						
二五七の三の先まで		八頭郡河原町大字小河内字上本白二五七の四の先から		五八七の先まで		八頭郡河原町大字小倉字小倉谷口五八八の一の先から		五〇の一の先まで		八頭郡河原町大字牛戸字代の田二四の二の先から		一五二五の先まで		八頭郡用瀬町大字赤波字二ツ渡り一五二の一の先から		八頭郡用瀬町大字赤波字神田一三三の四の先		八頭郡用瀬町大字鷹狩字山根一六〇の先		八頭郡船岡町大字坂田字上河原二八〇の先から		八頭郡八東町大字三浦字瀬戸河原一四五の先		
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	
七・二〇〜七・五	四・六〇〜七・二	七・〇〇〜二・五	五・五〇〜六・五	六・七〇〜一〇・五	六・七〇〜九・五	五・七〇〜九・三	五・七〇〜六・〇	四・三〇〜七・三	三・九〇〜四・三	四・二〇〜七・一	四・〇〇〜四・二	七・〇〇〜二・五	四・五〇〜七・〇	四・七〇〜八・五	四・一〇〜八・五	四・六〇〜五	四・五〇〜五	四・七〇〜八・五	四・一〇〜八・五	四・七〇〜八・五	五・七	五・七	五・七	五・七

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
線	若桜温泉										
一〇一一一の先まで	八頭郡若桜町大字若桜字赤松一一四九の一の先から	八頭郡用瀬町大字美成字屋敷寺の前二二〇の一の先	八頭郡用瀬町大字美成字屋敷寺の前二二九の一の先	八頭郡用瀬町大字美成字屋敷寺の前二二九の一の先	八頭郡用瀬町大字美成字屋敷寺の前二二八の一の先	八頭郡用瀬町大字美成字屋敷寺の前二二七の四の先	八頭郡用瀬町大字美成字屋敷寺の前二二八の先	八頭郡用瀬町大字美成字屋敷寺の前二二八の先	八頭郡用瀬町大字美成字屋敷寺の前二二八の先	八頭郡用瀬町大字美成字屋敷寺の前二二八の先	八頭郡用瀬町大字美成字屋敷寺の前二二八の先
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
八・八〇九八	五・〇〇九〇	七・五	三・〇〇七五	八・〇〇一五・八	四・五	六・五	三・五〇三八	六・〇	四・二	四・五〇五〇	一・五〇二〇
六・五	六・五	一・〇	一・〇	二・〇	二・〇	二・六・五	二・六・五	三・〇	三・〇	二・六・〇	二・六・〇

鳥取県告示第四百九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を昭和四十三年五月二十八日から開始するので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十三年五月二十八日から八月間鳥取県土木部道

路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十三年五月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

"	"	"	"	"	"	県道	道路の種類	区 間	供用開始の期日
"	"	"	"	"	"	線	智頭佐用	八頭郡智頭町大字福原字才ノ元一 一の三の先から の二の先まで 字下田二七	昭和四十三年五月二十八日
"	"	"	"	"	"	"	"	八頭郡智頭町大字尾見字古原家廻 り四八の先から 字中村皆地	"
"	"	"	"	"	"	"	"	八頭郡智頭町大字尾見字中村皆地 一七の六の先まで	"
"	"	"	"	"	"	"	"	八頭郡智頭町大字中原字上皆地三 〇七の一の先から 〇の一の先まで 大字福原字方ノ元一	"
"	"	"	"	"	"	"	"	八頭郡智頭町大字福原字アソウ谷 平五七五の二の先	"
"	"	"	"	"	"	"	"	八頭郡智頭町大字福原字柿市口三 七五の一の先から 字双ヶ滝上	"
"	"	"	"	"	"	"	"	八頭郡智頭町大字福原字柿市口三 手四九〇の先まで	"

"	"	"	"	"	"	"	"	"
線 村岡若桜	"	線 郡家河原	"	"	"	"	"	智頭線 津山加茂
八頭郡若桜町大字若荷谷字滝谷三三九の先の先	八頭郡郡家町大字久能寺字岸の下 タ三六〇の二の先から 垣三九七の一の先まで	八頭郡船岡町大字船岡字川向欠上り上分二四二の一の先から 字桑ノ木田 上分二八四の九の先まで	六五の先まで	八頭郡智頭町大字分谷字馬場六四の先から	四七九の三の先まで	八頭郡智頭町大字新見字新田四八二の一の先から	六八九の先	八頭郡智頭町大字口字波字出合八の先から 字新田四八五 の先まで
"	"	"	"	"	"	"	"	"

"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"
八頭郡若桜町大字若荷谷字尾出見三四五の四六の先から 四三五・一六三の先まで	八頭郡若桜町大字若荷谷字滝谷口一七〇の二の先	八頭郡若桜町大字若荷谷字滝谷口一七〇の三の先	八頭郡若桜町大字若荷谷字滝谷口二六〇の一の先	二六七の先まで	八頭郡若桜町大字若荷谷字滝谷口一七四の一の先から	八頭郡若桜町大字淵見字オワスロ二八三の四の先	八頭郡若桜町大字若荷谷字休の上三二八の三四の先	三二八の二の先まで 八頭郡若桜町大字若荷谷字休の上三二八の五の先から
"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	八頭郡若桜町大字若荷谷字小谷上平三四九の四〇の先から 字岡畑六 一の先まで

"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	内線 中井小 河	"	"
八頭郡用瀬町大字美成字屋敷寺の 前二二九の先の先	八頭郡用瀬町大字美成字屋敷寺の 前二二八の先の先	八頭郡用瀬町大字美成字屋敷寺の 前二二七の四の先	八頭郡用瀬町大字美成字屋敷寺の 前二二八の先	八頭郡河原町大字小河内字上本白 二五七の四の先から 二五七の三の先まで	五八七の先まで 五八八の先の先から 五八八の先の先から	五〇の一の先まで 字カラカラ	八頭郡河原町大字牛戸字代の田二 四の二の先から	八頭郡用瀬町大字赤波字二ツ渡り 一五五二の一の先から 一五二五の先まで
"	"	"	"	"	"	"	"	"
								八頭郡用瀬町大字赤波字神田一三 の四の先

"	"
線 若桜温泉	"
八頭郡若桜町大字若桜字赤松一一 四九の一の先から 一一一一の一の先まで	八頭郡用瀬町大字美成字屋敷寺の 前二三〇の先の先
"	"